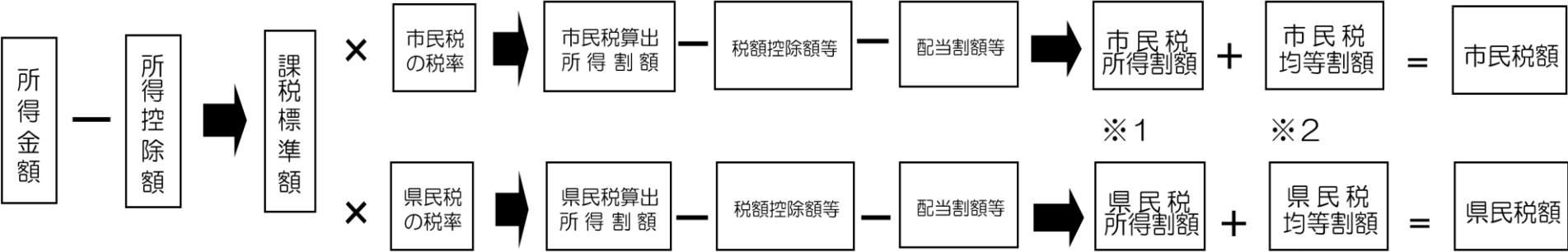


令和7年度課税計算説明

《市民税・県民税の計算方法》



上記により計算された市民税額・県民税額に森林環境税額を加えたものが年税額です。

- ※1 総所得金額等※3が「35万円×(1+扶養親族数)+42万円」で求められる金額(扶養親族がいない場合は45万円)以下の場合には非課税。
- ※2 合計所得金額※4が「32万円×(1+扶養親族数)+28.9万円」で求められる金額(扶養親族がいない場合は42万円)以下の場合には非課税。
- ※3 総所得金額等とは、特別控除適用前、繰越控除適用後の総所得金額、山林・退職所得金額、申告分離課税に係る各種所得金額の合計額です。
- ※4 合計所得金額とは、特別控除適用前、繰越控除適用前の総所得金額、山林・退職所得金額、申告分離課税に係る各種所得金額の合計額です。

○税率 所得割額

区 分				市民税	県民税
総 所 得				6.0%	4.0%
分 離 譲 渡 所 得	短期	一 般 分		5.4%	3.6%
		国等への譲渡分（軽減分）		3.0%	2.0%
	長期	一 般 分		3.0%	2.0%
		優良住宅地等分（特定分）	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
		居住用財産分（軽減分）	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			6,000万円超の部分	3.0%	2.0%
		株 式 等 の 譲 渡			
申告分離課税を選択した場合の配当所得				3.0%	2.0%
先 物 取 引 に 係 る 雑 所 得 等				3.0%	2.0%

○均等割額

市民税 3,000 円 県民税 1,500 円

○森林環境税

年額 1,000 円

合計所得金額が「31.5万円×(1+扶養親族数)+28.9万円」で求められる金額(扶養親族がいない場合は41.5万円)以下の場合には非課税。

○所得控除額 ※年齢等については、令和6年12月31日の現況にて判定します。

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は (災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか多い方の金額	障害者控除	普通障害者		260,000円
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用(セルフメディケーション)を選択する場合は、(特定一般用医薬品等購入費－1万2千円) (限度額8万8千円)		特別障害者		300,000円
			※同居特別障害者の場合、上記の金額に230,000円加算		
社会保険料控除	支払金額	寡婦・ひとり親 勤労学生 控除	本人	寡婦・勤労学生	260,000円
小規模企業共済等掛金控除				ひとり親	300,000円
		配偶者控除	本人の合計所得金額により 一般 最高330,000円 老人(70歳以上) 最高380,000円		
生命保険料控除	①旧一般生命保険料 (最高35,000円) ③新一般生命保険料 (最高28,000円) ②旧個人年金保険料 (最高35,000円) ④新個人年金保険料 (最高28,000円) ⑤介護医療保険料 (最高28,000円) ※ () 内の数字は控除限度額。ただし、複数ある場合は70,000円が限度額になります。	配偶者特別控除	本人及び配偶者の合計所得金額により最高330,000円まで		
		扶養控除 (1人につき)	一般(16歳以上で特定、老人に該当しない年齢)	330,000円	
特定(19歳以上23歳未満)	450,000円				
老人(70歳以上)	380,000円				
同居老親等 (納税義務者又はその配偶者の直系尊属の老人で、そのいずれかと同居の場合)	450,000円				
地震保険料控除	①地震保険料 最高25,000円 ②旧長期損害保険料 最高10,000円 ※両方ある場合①+② 最高25,000円				
基礎控除	合計所得金額により最高430,000円まで				

○令和7年度の定額減税について

- ・対象となる方
- 前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下で令和7年度の市民税・県民税所得割が課税される方のうち、
控除対象配偶者※5以外の同一生計配偶者※6(国外居住者を除く)を有する納税義務者
- ・減税額
- 令和7年度市民税・県民税所得割額から1万円
- ◎ 同一生計配偶者※6の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ◎ 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が適用された後の所得割額から減税されます。
- ◎ 定額減税で控除した額は「減税控除済額」または「定額減税額」として記載しています。
- ※5 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者※6のうち、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合の配偶者をいいます。
- ※6 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下となる場合の配偶者をいいます。